

議案第 5 2 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表経営改革室の項中第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する事項

第 2 条の表文化国際部の項中「文化国際部」を「文化スポーツ部」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) スポーツに関する事項

第 2 条の表こども部の項中「こども部」を「こども政策部」に改め、同表保健スポーツ部の項中「保健スポーツ部」を「保健部」に改め、同項第 3 号を削り、同表中

「環境清掃部

- (1) 環境の保全及び創造に関する事項
(2) 循環型社会の形成に関する事項
(3) 清掃に関する事項」

「環境部

(1) 環境の保全及び創造に関する事項

(2) 生物多様性の保全及び再生に関する事項

に改める。

清掃部

(1) 循環型社会の形成に関する事項

(2) 清掃に関する事項

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市史編さん委員会条例の一部改正)

2 市川市史編さん委員会条例（平成 23 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「文化国際部」を「文化スポーツ部」に改める。

(市川市美術品等収集審査会条例の一部改正)

3 市川市美術品等収集審査会条例（平成 23 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「文化国際部」を「文化スポーツ部」に改める。

(市川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「こども部」を「こども政策部」に改める。

(市川市医療施設等対策審議会条例の一部改正)

5 市川市医療施設等対策審議会条例（昭和 59 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保健スポーツ部」を「保健部」に改める。

(市川市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

6 市川市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和 56 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保健スポーツ部」を「保健部」に改める。

(市川市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 7 市川市スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「保健スポーツ部」を「文化スポーツ部」に改める。

(市川市環境審議会条例の一部改正)

- 8 市川市環境審議会条例（昭和 47 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「環境清掃部」を「環境部」に改める。

(市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

- 9 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「環境清掃部」を「清掃部」に改める。

理 由

低炭素社会の実現に向けて地域から地球温暖化対策の取組を推進するとともに、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。